

定 款

(2 0 2 4 年 1 0 月 1 日)



第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、加賀電子株式会社と称し、英文では、KAGA ELECTRONICS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品（製品・半製品・部品および付属品）の売買ならびに輸出入業。
 - イ. 電子部品、半導体。
 - ロ. 電気機械器具および通信機器。
 - ハ. 建設機械、工作機械、輸送機械、事務用および民生用機械器具、その他一般機械器具。
 - ニ. 計測器、医療機械器具、その他精密機械器具。
 - ホ. 鉄鋼・非鉄金属・金属製品、繊維製品、木材・木製品、紙・紙製品、化学製品、石油製品、ゴム製品、土石・窯業製品。
 - ヘ. 日用品雑貨、油脂、燃料、水産物、畜産物、飲食料品。
 - ト. 電子玩具、楽器、スポーツ用品、自動車、自転車等車輌、船舶、航空機、無人航空機、貴金属製品。
 - チ. 出版物、印刷物、ビデオソフト、映画等映像物。
2. 前号に係る企画、開発、生産、製造・加工、修理、賃貸借、仲介・保管管理、廃棄・再生処理ならびにそれらの請負業。
3. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理業。
4. 陸上運送事業、海上運送事業、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機使用事業、航空機整備事業、ヘリポート設置事業およびそれらの代理業。
5. 金銭の貸付、有価証券の売買、債務の保証および委託代理業。
6. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、各種システム・エンジニアリングその他ソフトウェアの取得、企画・開発、保守賃貸および販売業。
7. 観光、健康、医療、スポーツ、娯楽研修の各施設、旅館、ホテルおよび飲食店の経営ならびに旅行代理業。
8. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業および生命保険の募集に関する業務。

9. 総合リース業。
10. 宝石、美術品、骨董品の売買および輸出入ならびに古物売買業。
11. 倉庫業。
12. 労働者派遣業および職業紹介・斡旋業。
13. イベントの企画および広告業。
14. 土木・建築・設備工事業。
15. 情報通信業。
16. 自然エネルギー等を含む発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する業務。
17. 教育、学習支援業。
18. 介護保険法に基づく居宅サービス事業。
19. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業。
20. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業。
21. 介護保険法に基づく施設サービス事業。
22. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業。
23. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業。
24. 介護保険法に基づく介護予防支援事業。
25. 有料老人ホームの設置、運営。
26. 高齢者向け住宅事業。
27. 前各号に係るコンサルティング業。
28. 前各号に付帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(執行役員)

第23条 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。

2. 取締役会はその決議によって、会長執行役員、社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員およびその他役付執行役員各若干名を選任することができる。

(招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選の効力)

第33条 監査役補欠者の選任決議は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
3. 監査役会の招集は、各監査役がこれにあたる。

(決 議)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数により行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報 酬 等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任および任期)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

2. 監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第44条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。